

放送法問題の本質とは

日本放送倫理検証委員会元委員長

川端和治弁護士に聞く

—(下)—

放送法は、民主主義の発達が放送の目的である」と定めた法律です。放送法

の1条3項に「放送が健全な民主主義の発達に資するようとする」と書かれていますのもその表れです。即ち主義が成り立つには、さもあり難い問題について、国民に共通の情報や知識があることが必要です。そのためには、放送の自由が認められ、その自主的・自律的判断により情報が選択されなければ、やがてなものになってしまいます。特に政

民主主義発達が目的

われる国の放送にどれだけ自由が認められているかを見れば明らかでしょ

う。

■分析と批判 現在、特に選挙に関する報道と評論で、踏み込んだ分析と批判がなされず、表

わが国の放送は自由になるとされてくるように見えます。しかし政府が、番組編集規則違反があると認めた時には電波法の処分の可能性があると公言してからに免許更新時の審査の際に問題にされるという制度のものでは、それを恐れる放送局の側が萎縮して、安全な範囲の放送しかなされなくなりという問題が起り得る。この状況を打ち破るには、まず番組制作に携わる人々が、ジャーナリストとしての職業的矜持(きょうじ)を持ち、勇気を持つとともに、まずは番組制作に貢献しているとはいえないで

(おわり)